

ケンブリッジ・プロジェクト・ファシリテーション 研究会会則

第1章 総 則

(名称、所在)

- 第1条 本会は、ケンブリッジ・プロジェクト・ファシリテーション研究会 (Cambridge Project Facilitation Association : 略称 CPFA) と称する。
- 第2条 事務局をケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ株式会社内におく。

(目的)

- 第3条 本会の目的は、以下の通りとする。
1. プロジェクト・ファシリテーションの研究を通じ、会員相互の研鑽を推進する。
 2. ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズのサービス向上を図る。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達するため、次に掲げる活動を行う。
1. 講演会、セミナー、勉強会、プロジェクト事例発表会
 2. 情報交換（マーリングリストサービス含む）や座談会、懇親会
 3. その他本会の目的達成のため必要と認められる活動

第2章 会 員

(会員の構成)

- 第5条 本会は、正会員、準会員、特別会員をもって構成する。
- 正会員、準会員、特別会員は1年毎の登録制とし、本会への登録者（最大3名）を、毎年度始めに更新する。

(正会員)

- 第6条 正会員は、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズのコンサルティング・サービスの利用実績がある法人、官公庁などとし、本会が主催するすべての行事への参加の資格を有する。正会員は、基本契約締結法人単位とする。

(準会員)

- 第7条 準会員は、過去にケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズのコンサルティング・サービスを直接経験した個人、またはその個人が属している法人、官公庁などとし、本会が主催するすべての行事への参加の資格を有する。

(特別会員)

第8条 ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズを特別会員とする。特別会員は本会が主催するすべての行事への参加の資格を有する。

(イベント参加者)

第9条 正会員、準会員、特別会員の紹介により本会が主催する会員向けイベント(幹事会を除く)への参加の資格を一時的に有する。

第3章 役 員

(役員)

第10条 本会には、次の役員をおく。

- 1 . 会 長
- 2 . 副会長
- 3 . 監査役

(幹事)

第11条 1 . 幹事は、正会員の互選により選出されたもの、および特別会員代表とする。
2 . 幹事は、会長を補佐し、本会の円滑な運営をはかる。
3 . 特別会員代表は、特別会員より1名以上を会長が指名する。

(会長)

第12条 1 . 会長は、幹事の互選により1名選出する。但し、特別会員代表を除くものとする。
2 . 会長は、本会を代表し、会務一切を統括し、幹事会の議長を務める。

(副会長)

第13条 1 . 副会長は、幹事の互選により1名選出する。但し、特別会員代表を除くものとする。
2 . 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

(監査役)

第14条 1 . 監査役は、幹事の互選により1名選出し委嘱する。但し、特別会員代表を除くものとする。
2 . 監査役は、予算の円滑、正当な執行を監査し、その結果を幹事会に報告する。

(任期)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 会議

(幹事会の構成員)

第16条 幹事会は、役員および幹事で構成される。

(幹事会の招集)

第17条 幹事会は、役員または特別会員代表の招集により、開催する事ができる。

(幹事会付議事項)

第18条 幹事会では、次の事項を付議する。

1. 前年度の活動実績及び決算報告
2. 年度の活動計画及び予算に関する事項
3. 会則の変更
4. その他

(幹事会の職務執行)

第19条 幹事会は、決議した方針に基づき、活動計画及び予算の執行にあたる。

(正会員による異議申し立て)

第20条 1. 正会員は、幹事会の決定に対して異議を申し立てることができる。
2. 異議申し立ては、事務局にて受け付けるものとする。
3. 幹事会は、正会員の異議申し立てに対し、適切に対応しなければならない。

(事務局)

第21条 事務局メンバーは幹事会によって決定し、次の業務を行う。

1. 本会の活動計画並びに実施に関する業務
2. 幹事、役員の選出に関する業務
3. 幹事会に関する業務
4. 会員名簿、マーリングリストの管理
5. 参加費の徴収とその管理
6. 収支明細記録の作成

第22条 本会は事務局業務一切を、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ株式会社に
対して委託する。

第5章 会 計

(参加費)

- 第23条 1. 正会員の参加費は、年額 5,000 円とする。
2. 準会員の参加費は、法人の場合年額 5,000 円、個人の場合年額 2,000 円とする。
3. 正会員、および準会員は、参加費を年1回5月に納入する。
4. 特別会員の参加費は、年額 1,500,000 円とする。

(会計年度)

- 第24条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

以上

制定日 2012年2月8日

別紙：ケンブリッジ・プロジェクト・ファシリテーション研究会 会員構成図

